

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 29 年度 第 1 回理事会議事録

1. **開催日時** 平成 29 年 6 月 2 日（金）10：30～12：45
2. **開催場所** スマート会議室（郵政福祉虎ノ門第 2 ビル 1 階）
東京都港区虎ノ門 2-9-8
3. **出席者**
（理事）洪 愛子、代田 久米雄、田辺 功、藤垣 哲彦、堀内 龍也
望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、吉田 武美
（監事）齊藤 勲、三輪 亮寿
（来賓）厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室 紀平 哲也室長
（事務局）清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美
唐沢公認会計士事務所 唐沢 昌敬、円城寺 大樹
4. **議案（事前配付資料）**
 - ・第 1 号議案 平成 28 年度事業報告書に関する件
 - ・第 2 号議案 平成 28 年度収支決算報告書に関する件
 - ・第 3 号議案 理事・監事の改選に関する件
 - ・第 4 号議案 薬剤師認定制度委員会委員の選任に関する件
 - ・第 5 号議案 定時総会提出議案に関する件
 - ・第 6 号議案 H28-2 近畿国立病院薬剤師会に係る認定制度の認証に関する件
 - ・第 7 号議案 H28-3 一般社団法人上田薬剤師会に係る認定制度の認証に関する件
5. **当日配布資料**
 - (1) 平成 29 年度第 1 回理事会議事次第
 - (2) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿
 - (3) 認定薬剤師発給数の推移
 - (4) 薬学教育モデル・コアカリキュラム」に関するお願い及び関連資料
(三輪監事提供)
6. **議事概要**

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者についての報告を行った。理事総数11名中9名の出席で、本機構の定款30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は齊藤監事、三輪監事が出席であること、唐沢公認会計士事務所から唐沢所長及び円城寺氏が出席していること、内山顧問は欠席であることを報告した。また、厚生労働省医薬・生活衛

生局総務課医薬情報室から、紀平室長が出席である旨を報告した。さらに、6月23日予定の社員総会に提案する新任理事候補予定者の赤池紀昭氏がオブザーバーで出席していることを告げた。理事会開始にあたって、清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行なった後、吉田代表理事の挨拶があり、2名の新任理事候補予定者の紹介を簡潔に行った。次いで、紀平室長から偽造品流通防止や薬局ビジョンの見直し等、また最近の薬務行政に関する取り組みの説明があった。

次いで吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進め、第1号議案平成28年度事業報告書と第2号議案平成28年度収支決算報告書については、各種の関連資料とともに今月末締め切りの内閣府公益認定等委員会への報告事項であることを述べた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 平成28年度事業報告書に関する件

議長より事前配布資料に従い、説明がなされた。本法人の事業概要は、その公益目的である「地域社会の健全な発展に貢献する薬剤師の、自主的学習を支援するために、実施される各種の薬剤師生涯研修・認定制度の質的水準の確保」を達成するために

① 薬剤師生涯研修・認定制度に対する基準の設定、評価チェックリスト及び指針（ガイドライン）の作成、その他評価基準及びその改善、普及に関連する事業

② 薬剤師生涯研修・認定制度の実施機関からの申請に基づき、制度の内容等

を評価し、基準に適合する制度を認証し公表する事業

の二つの事業を行うことであり、それに関連して以下の説明があった。

研修認定薬剤師の新規発給数が増えており、平成28年度は新規だけで3万5千名を超える大幅増になっていること、また本法人が把握している認定薬剤師の数は7万3千名を超えていることを当日配布の参考資料で示した。

会議関連では、事業報告に従って理事会、社員総会、薬剤師認定制度委員連絡会を開催した旨を説明した。

さらに、実施した事業内容としては、薬剤師生涯研修・認定制度に関連する基準等の見直し・改善及び認証申請書記載ガイドラインの見直しを行ったこと、また、認証事業では4件の新規申請及び2件の更新申請について薬剤師認定制度委員による評価を行い、その評価結果に基づき理事会で認証・承認されたことを告げた。

さらに、既認証プロバイダーから提出された年度毎研修事業概要書の提出を纏めたことを報告した。また、「生涯研修認定制度」及び「特定領域認定制度

並びに生涯研修制度」に関しては、現在は受講単位中心の認定制度であることから、今後は学習成果を評価する制度の追加に関して認定制度委員と意見交換を行っていることを報告した。

また、私立薬科大学・薬学部の学長・学部長あてに当認証機構の紹介を兼ね挨拶状とパンフレットを送付したこと、学会、シンポジウムや研究会等で本認証機構代表理事として講演したことを報告した。

質疑応答の後、議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく原案通り承認された。

(2) 第2号議案 平成28年度決算報告書に関する件

平成28年度の収支決算については、事前配付資料の収支決算報告書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書等に基づき、清水事務局長及び唐沢公認会計士事務所の円城寺氏から報告した。

収入に関しては、正会員、特別会員及び個人特別会員の年会費、新規認証申請会費（5件）、更新申請会費（1件）等に関し、予算との主な相違点を含め説明した。

支出に関しては、事業費支出及び管理費支出の各項目の説明があり、予算との対比で差が出ている旅費等の項目について理由の説明があった。財産状況及び収支状況については法人の財務に関する公益認定基準に適合していると説明した。

続いて齊藤監事より、平成28年度監事監査について、監査報告書に基づき、収支決算及び理事の業務執行は適正に行われている旨の報告があった。

質疑応答の後、議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく原案通り承認された。

なお、平成28年度の認定薬剤師数の大幅な増加により、平成29年度の正会員会費の増収への対応に関しては、今後の検討課題であるとした。

(3) 第3号議案 理事・監事の改選に関する件

本議案に関して、議長より清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長から事前配布の役員名簿に基づき、重任を内諾した10名の理事及び2名の監事並びに理事への新任を内諾した赤池 紀昭氏・菅野 純氏(履歴書添付)を理事・監事候補者に選出し、社員総会に諮ることを説明した。

議長より本議案について、本名簿に記載された者を理事・監事候補者として6月23日（金）開催の平成29年度定時社員総会に提案する旨を諮ったところ、全員異議なく提案通り承認された。（当日配布の新理事候補の履歴書は回収。）

(4) 第4号議案 薬剤師認定制度委員の選任に関する件

本議案に関しては、議長より清水事務局長に説明を求めた。清水事務局長から、事前配布資料の薬剤師認定制度委員候補者名簿に基づき、23名の現認定制度委員が重任を、また、2名の委員候補者（履歴書添付）が新任を、それぞれ内諾している旨を説明した。

認定制度委員数に関する質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく提案どおり承認された。（履歴書は回収した。）

(5) 第5号議案 定時総会提出議案に関する件

議長より、本議案について清水事務局長からの説明を求めた。清水事務局長より事前配布資料に基づき、平成29年度定時社員総会は6月23日（金）午後2時より、当スマート会議室での開催予定で、只今、承認された第1号議案、第2号議案、第3号議案及び平成28年度第4回理事会において承認された平成29年度会費規程に関する件をそれぞれ社員総会提出議案とすることにしたい旨の説明があった。

質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく提案通り承認された。

(6) 第6号議案 H28-2 近畿国立病院薬剤師会に係る認定制度の認証に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事からの説明を求めた。山田認証担当理事から事前配布資料の「評価結果総括報告書」、肯定的評価、評価コメント及び回答、CPCからのコメント等に基づき、説明がなされ、総合評価として本制度を承認したいと報告した。

本議案に関しては、組織の財政基盤の問題及び府県ごとの研修会開催との関連性について、並びに研修会に参加する薬学部学生に対する単位の付与に関しては、本法人の定款との整合性及び医師・看護師の生涯教育との比較などについて議論がなされた。その結果、薬学部学生に対する単位付与は行わないことを条件として承認し、申請書及び実施要項等の該当箇所を削除した修正資料の

提出を求めることとした。

質疑応答の後、議長より上記条件を付して本議案について諮ったところ、全員異議なく本申請の認証が承認された(G22となる。)

なお、関連事項として、以下のことに関する意見交換が行われた。

1. 独立した法人組織としての地域薬剤師会や病院薬剤師会など同様な組織から多数の認証申請ある場合の本法人としての対応の方向性
2. 認定制度の認証にあたって今後考慮していくべき視点

(三輪 亮寿監事の意見)

薬剤師法第 25 条の 2「薬学的知見に基づく指導」が平成 26 年の法改正で新設されたことの「真の意味」は、未だに関係者間で十分には浸透していないまま、3 年も経過しているように窺える。

新設された「指導」は、長年の歴史の上で確立した医師法第 23 条の「療養方法等の指導」の指導と同じ意味内容を持って横並びとなったものと考えられる。医師によるこの「指導」は単なる指導ではなく、正に法律上の指導であって、薬害回避という結果（アウトカム）までを求めるものであり、一たび医療過誤事件（特に薬害）になれば、薬剤師は医師と共に共同不法行為（民法 719 条）として損害賠償責任を負うという責任なのである。

そして最も注意すべき点は、本年 4 月の臨床研究法が「臨床研究は倫理には任せて置けないから法制化して国家権力の強制下とする」との趣旨で立法化された出来事である。このような医療を巡る規制強化の今現在の流れからすれば、薬剤師法改正前の「いわゆる服薬指導のような『倫理による指導』には任せておけないから、法律による指導（『薬学的知見に基づく指導』になったという「真の意味」を理解して今後の認証に当たって頂きたい。

(7) 第 7 号議案 H28-3 一般社団法人上田薬剤師会に係る認定制度の認証に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事からの説明を求めた。山田認証担当理事から事前配布資料の「評価結果総括報告書」、肯定的評価、評価コメント及び回答、CPCからのコメント等に基づき、説明がなされ、総合評価として本制度を承認したいと報告した。

本議案に関しては、第6号議案と同様に組織の規模と財政基盤、地域薬剤師会間での情報公開などの連携・協力関係、利益相反に関してレギュラトリーサイエンスを踏まえた考え方や捉え方、地域包括ケアシステムを踏まえた薬剤師の地域医療への貢献など幅広い議論がなされた。

質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく本申請の認証が承認された（G23となる。）。

7. その他

事務局長より、今回理事・監事が改選されるが、社員総会での選任後、新理事による代表理事選定のための理事会が必要となるが、書面理事会にて行いたい旨報告があった。また、次回の第2回理事会は9月15日（金）、第3回は12月15日（金）このスマートホール会議室で開催を予定していることを告げた。

8. 閉会

以上の議事を終え、12時45分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

平成29年6月2日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印

監 事 齊藤 勲 印